

2024.4.25

田村まみ組織内参議院議員、厚生労働委員会で質疑！

## 雇用保険法の改正について

今回は、本国会に提出された雇用保険法の改正案について、「雇用保険の被保険者要件のうち、週所定労働時間を20時間以上から10時間以上に変更し、適用対象を拡大すること（施行時期2028年10月1日）」に焦点を当てて審議をしました。



田村まみ議員、武見厚生労働大臣（右）

<https://youtu.be/o2UVtmX4T98>

田村まみ組織内参議院議員、発言抜粋

### 雇用保険法の改正について



#### まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「時給アップが今春も決まり、**年収の壁で雇用保険喪失**手続きをしなくてはならない従業員が増大します。」

「2024年度4月より**20時間未満の従業員が雇用保険対象外**となった。若いパートナーさんの育児に関わる手当が無くなる。ただでさえ若いパートナーさんが休みの都合(土日祝など)の条件がなかなか合わずに入社しないのに、今働いて頂いている若手のパートナーさんまで働きにくくなる。なんとかして欲しい。」

「今後の働き方について：**扶養範囲内の人が時間短縮にする人が多く、雇用保険に加入出来ない人が増えてきてしまう。**」

「扶養内で働いています。賃金アップはありがたいですが壁を意識して働いている者にとっては**働く日数が減ることによって雇用保険喪失の寸前まで**来ています。**13年間掛けてきた失業保険がもらえなくなります。**国はキャリアアップ助成金を準備しましたが会社がやらないと対象にならない。賃金アップでみんなが喜べるように早く制度を整えて欲しい。」

- 雇用保険の被保険者要件の適用拡大（週所定労働時間を20時間以上から10時間以上）について、法改正後の施行までの期間の相場観としては、制度の大きな改変や社会経済活動への大きな影響の観点で十分な周知期間を設ける必要がある法律は1年以上となっており、施行期間が3年を超える法律は相当少ない中で、今回の施行が4年以上先というのは長く、その妥当性を問いました。
- 厚生労働省からは、①アンケート調査で新たな適用対象労働者の中に雇用保険加入を希望しない者も、事業主や労働者への十分な周知期間を要すること、②中小企業で厳しい経営状況下での保険料負担増加に向けた周知・準備期間を要すること、③システム改修等施行体制の確保が必要であることを勘案したとの説明がありました。特に、システムは、数千万人の被保険者情報を管理する国内有数の巨大システムであり、適用拡大対象者約500万人への確実な給付に向けたハローワークの体制整備・運用面の見直しと合わせて慎重に行う必要があるとのことでした。
- 政府は、「年収の壁・支援強化パッケージ」により、キャリアアップ助成金を用いて労働時間の延長を促す施策を講じていますが、今般の賃上げによって年収の壁による就労調整の結果、やむを得ず就労時間が週20時間未満となってしまう雇用保険資格を喪失してしまう方がいることを例示しつつ、雇用保険は加入年数によって給付日数が積み上がる仕組みであり、一度加入要件を喪失すると再度加入してもゼロからの積み上げとなることを指摘しました。

**<賃上げの結果、年収の壁により雇用保険を抜けざるを得ない人たちの事例>**

- ・パート勤務32年の女性が二年前に就業調整によって、週20時間を下回り雇用保険から外れた後、駅前の再開発により勤務先事業所が閉鎖となり失職、30年間雇用保険料を納めてきたが給付はなし。
- ・パート勤務10年以上の60代女性。昨年まで月88時間以上で勤務していたが、同居の親の介護が必要で、施設やヘルパーが見つからず労働時間の延長は困難。時給があがったタイミングで就労調整せざるを得なかった。
- ・サービス業で、土日・休日に保育所に預けられず、時給があがっても育児のために労働時間を延長できないことから、雇用保険から抜けることになった。

- 施行までの約4年間で、既存の加入資格を喪失してしまう当事者へのアンケートは実施しておらず、また雇用保険資格を喪失した労働者の雇用保険加入期間や納付した雇用保険料額などのデータも把握していない中で、雇用保険資格を喪失せざるを得ない人たちが置かれた状況を見直し、施行期日を2028年10月としたことの問題を指摘しつつ、適用拡大の施行期日が遅くなることにより、この間に不本意ながら雇用保険を喪失する方が増えることから、施行期日を前倒しにすべきと訴えました。
- 武見厚生労働大臣からは、①施行期日の前倒しは難しく、年収の壁・支援強化パッケージの着実な実行が必要であること、②その上で被用者保険のさらなる適用拡大などの制度の見直しに取り組み、次期年金制度改正に向けて議論を開始すること、③こうした対応を通じて、労働者が就業調整することなく希望どおり働くことができる環境整備が極めて重要である、との答弁がありました。
- 年収の壁・支援強化パッケージは令和7年度末までであり、やむを得ず労働時間の延長ができない方は、令和8年度からは適用拡大も受けられないことは課題であり、引き続き施行期日の前倒しを訴えています。